

2024年度（令和6年度）

P T A 書 面 総 会

明石市立魚住東中学校PTA

## 書 面 総 会 次 第

### Ⅰ. 議事

第1号議案 2023年度活動報告

第2号議案 2023年度会計決算報告並びに監査報告

第3号議案 規約の改正(案)

第4号議案 2024年度活動方針・計画(案)

第5号議案 2024年度会計予算(案)

第6号議案 2024年度役員(案)

第1号議案

2023年度 活動報告

月	日	行事内容（本校主催）	月	日	行事内容（他団体主催）
4	21 28	PTA 新委員顔合わせ会 PTA 書面総会			
5	26	第1回役員会	5	26 27	トライやる・ウィーク推進協議会 地区社協総会
			6	7 15 24	明石市連合 PTA 定期総会・研修会 教科用図書選定委員会 地人協・地愛協総会
7			7	18	明石市連合 PTA 小・中学校教頭会
8			8	12	錦が丘祭りパトロール
9	13 16	PTA だより掲載 体育大会 熱中症予防飲料配布			
10	20 27	文化祭 情報モラル講習会	10	17	明石市連合 PTA 校種別部会
11			11	10 23	明石市連合 PTA 校園長懇談会 錦が丘小学校・幼稚園創立50周年記念式典
12			12	16 23 23 23	地愛協年末クリーン作戦 兵庫県 PTA 中央大会・PTCA 全県フォーラム 東播磨・北播磨地区市群連合 PTA 指導者研究集会 明石市連合 PTA 実践発表会
1	9	第2回役員会	1	6 20	魚住町新年交換会 おとなとこどもの不登校フォーラム
2	16	新入生保護者説明会	2	13	明石市連合 PTA 全体部会
3	9 11 12 12 15	第1回本部役員会 3年生 学年費会計監査 1・2年生 学年費会計監査 クラブ振興会会計監査 卒業式			
4	4 9 12 26	PTA 会計監査 入学式 離任式 PTA 書面総会			

第2号議案

2023年度 一般会計決算報告

【収入の部】

項目	予算(円)	決算(円)	備考
会費	1,500,000	1,162,000	生徒徴収分 1,069,000円
			職員徴収分 93,000円
			利息 0円
雑収入	0	37,375	証書ホルダ現金徴収分 37,365円
			利息 10円
繰越金	2,422,047	2,422,047	前年度からの繰り越し
合計	3,922,047	3,621,422	

【支出の部】

項目	予算(円)	決算(円)	備考	
運営費	旅費	15,000	1,600	校長懇談会交通費、小中学校教頭会交通費
	備品消耗品費	150,000	7,684	備品・運営消耗品費
	会議費	200,000	5,174	総会・役員会等の諸経費
	印刷製本費	120,000	0	
	通信費	5,000	1,336	振込手数料
	施設協力費	250,000	250,000	校内補修代
	渉外費	70,000	29,400	校長懇談会費、小中学校教頭会、新年交歓会費
	慶弔費	500,000	286,255	離任式花束代、クラブお祝い金等
	負担金	100,000	55,596	市・県連P負担金・保険料等
	学校協力費	350,000	209,000	体育大会テントレンタル代・WEBサイト保守管理費
	印刷機・コピー機リース料	200,000	11,000	印刷機・コピー機引取費用
活動費	会報費	510,000	0	
	特別活動費	120,000	0	
	施設部	10,000	0	
	保健体育部	200,000	65,118	体育大会生徒飲み物代等
	人権教育部	10,000	0	
	広報部	20,000	0	
学年学級費	15,000	0		
記念事業積立金	400,000	400,000	記念事業費等の積立	
備品積立金	100,000	100,000	備品などの積立	
過年度修正損	0	9,600	令和4年度会費返金分	
予備費	577,047	0		
合計	3,922,047	1,431,763		

◎収入合計 3,621,422円 支出合計 1,431,763円 残高 2,189,659円

第3号議案

規約の改正（案）

現行内容	改正内容
第2章 機 関 第5条 4 部会	抹消
(役員会) 第7条1 役員会は会長・副会長・庶務・会計・学年代表・学年役員で構成する。	第7条1 役員会は会長・副会長・庶務・会計・学年役員で構成する。
(本部役員会) 第9条3 尚、本部役員は、各部代表との調整をはかり、各部活動を進める。	抹消
(部 会) 第10条	抹消
第3章 役 員 第11条 本会は次の役員をおく。 会計 2 名 各部長 4 名 学年代表 若干名（各部にも所属する）	第10条 本会は次の役員をおく。 会計 若干名 抹消 抹消
第12条 役員の任務は次のとおりとする。 5 各部長は、担当部の活動の責任者として部活動を推進する。 6	第11条 役員の任務は次のとおりとする。 5 学年役員は、学校との連携をはかりながら活動に取り組み、生徒の学校における生活環境の整備に努める。 抹消
(役員を選出) 第13条 1 本部役員を選出については、役員選考委員会を設置し選考する。 3 役員選考委員会は、次年度本部役員を選考し、候補者を決め、新委員顔合わせ会に推薦する。 最終的には総会の承認を経て次年度本部役員を決定する。 4	第12条 1 役員を選出については、役員選考委員会を設置し選考する。 3 役員選考委員会は、次年度役員を選考し、候補者を決め、役員会に推薦する。 最終的には総会の承認を経て次年度役員を決定する。 抹消
第14条	第13条
第4章 学年役員	抹消
第5章 顧 問 第18条1 本会に顧問を置く。 4 顧問の任期は、第14条の規定を準用する。	第4章 顧 問 第14条1 本会に顧問を置く。 4 顧問の任期は、第13条の規定を準用する。

<p style="text-align: center;">第6章 会計監査</p> <p>第19条 3 会計監査の任期は、第14条の規定を準用する。 4 会計監査の定数は2名とする。</p>	<p style="text-align: center;">第5章 会計監査</p> <p>第15条 3 会計監査の任期は、第13条の規定を準用する。 4 会計監査の定数は若干名とする。</p>
<p style="text-align: center;">第7章 会計</p> <p>第20条 本会の活動に要する経費は、会費・寄付金・委託金・その他をもって充てる。 第21条 本会の会費は、月額250円とする。</p>	<p style="text-align: center;">第6章 会計</p> <p>第16条 本会の活動に要する経費は、会費・協力金・寄付金・委託金・その他をもって充てる。 第17条 本会の会費は、年額1000円とする。原則として、途中入会・退会の際の徴収・返金はしない。</p>
第22条	第18条
第23条	第19条
第24条	第20条
<p style="text-align: center;">第8章 個人情報取扱規則</p> <p>第25条 第26条 第27条 第28条 第29条 第30条 第31条 第32条 第33条 第34条 第35条 本会は、個人情報を第三者（第34条1号から第4号及び、県、市役所、区役所を除く）に提出した時は、次の項目について記録を作成し保存する。 第36条</p>	<p style="text-align: center;">第7章 個人情報取扱規則</p> <p>第21条 第22条 第23条 第24条 第25条 第26条 第27条 第28条 第29条 第30条 第31条 本会は、個人情報を第三者（第30条1号から第4号及び、県、市役所、区役所を除く）に提出した時は、次の項目について記録を作成し保存する。 第32条</p>
<p style="text-align: center;">第9章 雑則</p> <p>(懇談会) 第37条 (内規) 第38条 慶弔規定</p>	<p style="text-align: center;">第8章 雑則</p> <p>抹消 (内規) 第33条 抹消</p>

※強制的な役員選出を廃止した結果、現行の規約と現状の PTA 活動に齟齬<sup>そこ</sup>が生じている為、規約の改正をさせていただきます。

※慶弔規定に関しては、個人情報の保護の観点、会費負担の公平性を順守する観点から廃止とさせていただきます。

## 第4号議案

### 2024年度 活動方針 (案)

1. 生徒たちが、楽しく活発に学校生活を送れるための環境づくりへのサポート
2. 地域の皆さんと共に、校区の「安心」「安全」な町づくりへの活動
3. PTAだよりを通じて、学校や地域の情報の共有化
4. 保護者のPTA加入・非加入に関わらず、生徒への平等な活動

- 会員が協力しあい、保護者と学校との相互理解を深め、生徒たちによりよい学習環境を作っていきましょう。
- 行事を通じて生徒たちと共通の話題を持ち、親子のよりよい関係を作っていきましょう。
- 活動を通じて地域の方々との関係を深め、よりよい生活環境を作っていきましょう。
- PTAだよりの情報を通して、子どもたちの通う学校の状況及び学習環境に目を向けていきましょう。

### 2024年度 活動計画 (案)

#### 1. 会議

- (1) 書面総会      (2) 役員会      (3) 本部役員会

#### 2. 本部活動

- (1) PTAだよりの掲載  
(2) PTA活動全般の運営に必要な活動

#### 3. 関係諸団体や諸機関との連携活動

- ・ 明石市立魚住東中学校区少年クラブ振興会
- ・ 魚住東地区社会福祉協議会
- ・ 明石市連合PTA
- ・ 魚住まちづくり協議会
- ・ 魚住東中学校区五校園PTA懇談会
- ・ 魚住東地区人権教育研究協議会
- ・ 魚住東中学校地区青少年愛護協議会
- ・ 魚住東コミュニティーセンター運営委員会
- ・ 錦が丘校区まちづくり協議会

第5号議案

2024年度 一般会計予算 (案)

自 令和 6年4月 1日  
至 令和 7年3月31日

収入の部		支出の部		
項 目	金 額(円)	項 目	金 額(円)	
会費・協力金 (年1000円×400軒)	400,000	運 営 費	旅 費	15,000
雑 収 入	0		備品消耗品費	30,000
繰 越 金	2,189,659		会 議 費	50,000
備品積立金口座解約金繰入	1,000,207		通 信 費	5,000
			施設協力費	250,000
			渉 外 費	50,000
			慶 弔 費	100,000
			負 担 金	100,000
			活 動 費	100,000
			記念事業積立金	100,000
			予 備 費	2,789,866
合 計	3,589,866	合 計	3,589,866	

2024年度 特別会計予算 (案)

自 令和 6年4月 1日  
至 令和 7年3月31日

記念事業積立金

収入の部		支出の部	
項 目	金 額(円)	項 目	金 額(円)
前年度繰越金	3,771,466		
受取利息	0		
一般会計より	100,000	次年度繰越予定額	3,871,466
合 計	3,871,466	合 計	3,871,466

備品積立金

収入の部		支出の部	
項 目	金 額(円)	項 目	金 額(円)
前年度繰越金	1,000,207		
受取利息	0	一般会計へ	1,000,207
一般会計より	0	次年度繰越予定額	0
合 計	1,000,207	合 計	1,000,207



第6号議案

2024年度 PTA役員 (案)

会 長	河野 裕道(2-2)
副 会 長	小田 美貴(2-4)
庶 務	中川 美佐(3-2)
会 計	奥野 香里(3-2)
学年役員	山本 あゆ美(3-1)

顧 問

魚住東中学校 校長 増田 恵津子	前副会長 榎本 悦子
---------------------	------------

会計監査

前副会長 榎本 悦子	前会計 鈴木 枝里子
------------	------------

事 務 局

魚住東中学校 (TEL918-5895)	教頭 魚家 亮	
1年 小村 裕樹	2年 田中 秀輝	3年 池崎 孝史

# 明石市魚住東中学校 P T A 規約

## 第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会は「明石市立魚住東中学校 P T A」といい、所在地を明石市魚住町金ヶ崎 1 6 8 7 番地の 1 4 魚住東中学校内に設ける。

(会 員)

第 2 条 本会の会員は、魚住東中学校に在籍する生徒の保護者と同校の教職員で構成する。

(目 的)

第 3 条 本会は、保護者と教職員が協力して、家庭・学校・地域社会における生徒の健やかな育成をはかることを目的とする。

(活 動)

第 4 条 本会は、前条の目的をかなえるために、次の活動に取り組む。

- 1 生徒の教育環境や生活環境をよくする活動。
- 2 保護者と教職員さらには地域社会が連携し、協力し合い、生徒の健やかな成長をはかる活動。
- 3 よりよき保護者・教職員となるように努める活動。
- 4 その他、前条の目的を達成するために必要な活動。

## 第 2 章 機 関

第 5 条 本会に次の機関を置く。

- 1 総会
- 2 役員会
- 3 本部役員会

(総 会)

第 6 条 1 総会は全会員をもって構成され、本会の最高議決機関である。

2 総会（臨時総会を含む）は会長が招集または書面による議決権行使書により決するものとし、毎年 1 回開くものとする。（定期総会）

3 役員会が必要と認めた場合、または役員数の過半数、構成員の 3 分の 1 以上の要求があった場合には、会長は臨時に総会を招集しなければならない。（臨時総会）

4 総会で議決しなければならない事項は次のとおりとする。

- (1) 規約の改正
- (2) 活動方針・活動計画並びに活動報告に関する事項
- (3) 予算並びに決算の承認
- (4) 役員を選任及び解任
- (5) その他、重要な事

(役員会)

- 第7条1 役員会は会長・副会長・庶務・会計・学年役員で構成する。  
また、役員会には学校長と事務局として教頭・各学年主任が出席することができる。
- 2 役員会は本会の執行機関であり、総会に次ぐ議決機関である。
  - 3 役員会は次の事項の協議を行い執行する。
    - (1) 総会の議決事項の執行に関すること。
    - (2) 活動の企画・準備・実施など活動状況の把握と推進に関すること。
    - (3) 問題や課題の共有とその解決に関すること。
    - (4) 予算の補正に関すること。
    - (5) 総会に提出する議案に関すること。
    - (6) その他、緊急を要すること。

(会の成立と議決)

- 第8条1 総会の成立は、構成員の過半数以上（委任状、議決権行使書を含む）とし、その議決は出席者の過半数または、議決権行使書の賛同者が構成員の過半数により決するものとする。但し、本規約については、3分の2以上の承認により改正することができる。
- 2 役員会の議決は出席者の過半数をもって決する。

(本部役員会)

- 第9条1 本部役員会は、本部役員である会長・副会長・庶務・会計で構成する。
- 2 本部役員会は、必要に応じて開くものとし、役員会の運営も含めた活動の調整や緊急事項の協議を行う。
  - 3 前項の他に本部役員による臨時役員会を開くことができる。

### 第 3 章 役 員

- 第10条 本会は次の役員をおく。
- |      |     |
|------|-----|
| 会長   | 1名  |
| 副会長  | 若干名 |
| 庶務   | 若干名 |
| 会計   | 若干名 |
| 学年役員 | 若干名 |

(役員の仕事)

- 第11条 役員の仕事は次のとおりとする。
- 1 会長は、本会を代表し会務を統括する。
  - 2 副会長は、会長を補佐し、会長に支障ある時はその職務を代理し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。
  - 3 庶務は、本会の事務を処理するとともに、本部役員として会の運営に関わる。
  - 4 会計は、本会の会計事務を処理するとともに、本部役員として会の運営に関わる。
  - 5 学年役員は、学校との連携をはかりながら活動に取り組み、生徒の学校における生活環境の整備に努める。

(役員を選出)

第12条 役員を選出は、次のとおりとする。

- 1 役員を選出については、役員選考委員会を設置し選考する。
- 2 役員選考委員会は、本部役員で構成される。
- 3 役員選考委員会は、次年度本部役員を選考し、候補者を決め、役員会に推薦する。  
最終的には総会の承認を経て次年度役員を決定する。

(役員任期)

第13条 役員任期は総会から総会までの1年とする。再任は妨げないが、同一役職の任期は原則として2年までとする。

また、欠員が生じ活動に支障がある場合は、役員会が選任するものとする。  
補充役員任期は、前任者の残任期間とする。

## 第4章 顧問

第14条1 本会に顧問を置く。

- 2 顧問は、会長が推薦する本会に顕著な功績のある者を総会の承認を得て、会長が委嘱する。また、学校長は職指定として顧問となる。
- 3 顧問は、必要に応じ本会への支援活動を行う。
- 4 顧問の任期は、第13条の規定を準用する。但し、学校長の任期は在職期間とする。
- 5 顧問の定数は若干名とする。

## 第5章 会計監査

第15条1 本会に会計監査を置く。

- 2 会計監査は、本会の会計を監査する。
- 3 会計監査の任期は、第13条の規定を準用する。
- 4 会計監査の定数は若干名とする。

## 第6章 会計

第16条 本会の活動に要する経費は、会費・協力金・寄付金・委託金・その他をもって充てる。

第17条 本会の会費は、年額1000円とする。原則として、途中入会・退会の際の徴収・返金はしない。

第18条 本会の経理は、予算に基づいて行われる。但し、役員会の承諾を得て、これを変更することができる。

第19条 本会の経理は、会計監査を受けて総会に報告し、承認を得なければならない。

第20条 本会の会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

## 第 7 章 個人情報取扱規則

魚住東中学校PTA(以下、本会)が保有する個人情報の適正な取り扱いと、円滑な運営を図るために必要とされる個人情報の取得や、管理について以下の通り定めるものとする。

### 第21条 目的

本会が保有する個人情報において、適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利、利益を保護することを目的とする。

### 第22条 債務

本会は個人情報保護の重要性を認識し、個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、本会で取り扱う個人情報の取得・利用・管理を適正に努めるものとする。

### 第23条 管理者 及び 取扱者

本会における個人情報の管理者は会長とし、取扱者は役員とする。

### 第24条 守秘義務

個人情報の管理者及び取扱者は、職務上知り得る情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その役職を退いた後も同様とする。

### 第25条 収集方法 及び 利用目的

個人情報を収集するときは、あらかじめ利用目的を決め、公開し本人に明示する。取得した個人情報は、PTA活動に関するものに限定をする。

### 第26条 管理・保管 及び 持ち出し等

- 1 個人情報は管理者及び取扱者が安全かつ適正に管理する。
- 2 個人情報を取り扱う電子機器等については、ウイルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管し、持ち出す場合は、電子メールでの送付も含め、パスワードをかけるなど適切に行うものとする。
- 3 不要となった個人情報は管理者立ち会いのもと速やかに廃棄する。

### 第27条 漏えい時の対応 及び 苦情の処理

- 1 個人情報を漏えい(紛失含む)した恐れがあることを把握した場合は、直ちに管理者へ報告する。
- 2 個人情報の取り扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

### 第28条 個人情報の共同利用

本会は、他校と利用目的の範囲内で保有する個人情報を共同で利用することがある。

### 第29条 情報開示等

本会は、本人からの個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められた時は、法

令に沿ってこれに応じる。

### 第30条 第三者提供の制限

個人情報とは以下の場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ずに第三者への提供を行わないものとする。

- 1 法令に基づく場合
- 2 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- 3 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要がある場合
- 4 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

### 第31条 第三者提供にかかる記録の作成等

本会は、個人情報を第三者(第30条第1号から第4号及び、県、市役所、区役所を除く)に提供した時は、次の項目について記録を作成し保存する。

- 1 第三者の名前
- 2 第三者が個人情報を取得した経緯
- 3 提供を受ける対象者の名前
- 4 対象者の同意を得ている旨(事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要)

### 第32条 改正

本会の情報取扱規則は、役員会において協議し、総会で承認を得るものとする。

## 第 8 章 雑 則

(内 規)

第33条 本会の円滑な運営をはかるために、別に内規を定める。  
尚、内規の改正は役員会に委任し決定する。

付 則

施行期日

- 1 この規約は、昭和63年5月7日より施行する。
- 2 この規約の一部を平成7年5月20日に改正し、同日より施行する。
- 3 この規約の一部を平成14年1月19日に改正し、同日より施行する。
- 4 この規約を平成15年5月10日に全面改正し、同日より施行する。
- 5 この規約の一部を平成19年5月12日に改正し、同日より施行する。
- 6 この規約を平成23年1月14日に全面改正し、同日より施行する。  
但し、会費と慶弔規定については同年4月1日より施行する。
- 7 この規約の一部を平成30年5月12日に改正し、同日より施行する。
- 8 この規約の一部を令和2年11月20日に改正し、同日より施行する。
- 9 この規約の一部を令和5年5月10日に改正し、同日より施行する。
- 10 この規約を令和6年5月14日に全面改正し、同日より施行する。  
但し、会費と慶弔規定については同年4月1日より施行する。